

鳥取県基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年 1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第2号

鳥取県基金条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県基金条例（平成19年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
(設置)					(設置)				
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から19の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。					第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金として別表第1の1の項から18の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定額の資金を運用するための基金として別表第2の1の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。				
2～4 略					2～4 略				
別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）					別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）				
名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由	名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略					略				
18 鳥取県こども未来基金	未来を担う子どもの健全な成長に資する施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要す	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充当するとき。 (1) 略 (2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）	18 鳥取県こども未来基金	未来を担う子どもの健全な成長に資する施策のため県に寄附された寄附金を、当該施策の実施に要す	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な次の経費の財源に充当するとき。 (1) 略 (2) ジュニアスポーツ（子どもが行うスポーツをいう。）

	る経費に 充てるこ と。			の振興に係 る経費		る経費に 充てるこ と。		の振興に係 る経費
19 鳥 取県 ふる さと 雇用 再生 特別 基金	本県の 雇用失業 情勢の実 情にかん がみ、県 及び市町 村が創意 を凝らし て、県内 における 雇用再生 のため に、県内 の求職者 等を雇い 入れて行 う雇用機 会を創出 する事業 を実施 し、継続 的な雇用 機会の創 出を図る こと。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。				

第2条 鳥取県基金条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的 のために財産を維持し、資金を積み立てるための基 金として別表第1の1の項から<u>21の項</u>までの第2欄 に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基 金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定 額の資金を運用するための基金として別表第2の1 の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資する</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条 第1項の規定に基づき、同項に規定する特定の目的 のために財産を維持し、資金を積み立てるための基 金として別表第1の1の項から<u>19の項</u>までの第2欄 に掲げる目的に資するため同表の第1欄に掲げる基 金を、同条第1項に規定する特定の目的のために定 額の資金を運用するための基金として別表第2の1 の項から3の項までの第2欄に掲げる目的に資する</p>

ため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。

2～4 略

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
19 鳥取県ふるさと雇用再生特別基金	本県の雇用失業情勢の実情にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。
20 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金	離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者等に対して、次の雇用まで	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

ため同表の第1欄に掲げる基金をそれぞれ設置する。

2～4 略

別表第1（第2条、第3条、第5条、第7条関係）

名称	設置目的	積立て	運用益金の整理又は処理	処分事由
略				
19 鳥取県ふるさと雇用再生特別基金	本県の雇用失業情勢の実情にかんがみ、県及び市町村が創意を凝らして、県内における雇用再生のために、県内の求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する事業を実施し、継続的な雇用機会の創出を図ること。	一般会計歳入歳出予算に定める額	一般会計歳入歳出予算に計上して当該基金に積立て	当該基金の設置目的を達成するために必要な経費の財源に充てるとき。

	の短期の 雇用・就 業機会を 創出・提 供する等 の事業を 実施し、 これらの 者の生活 の安定を 図ること。								
21 鳥 取県 妊婦 健康 診査 支援 基金	市町村 が実施す る妊婦健 康診査事 業の円滑 な推進を 図ること。	一般会計 歳入歳出 予算に定 める額	一般会 計歳入 歳出予 算に計 上して 当該基 金に積 立て	当該基金の 設置目的を達 成するために 必要な経費の 財源に充てる とき。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。